

舞鶴市建設工事入札参加資格登録業者 様

舞鶴市総務部契約検査室契約課

建設工事の入札制度の一部変更について

本年 7 月以降に開札する建設工事の入札（6 月 25 日以前に公告等を行ったものを除く）において、次のとおり入札制度を一部変更しますので、お知らせします。

【変更概要】

1. 全員が最低制限価格（当初）を下回った場合は、入札金額の平均値を最低制限価格として落札者を決定します。（総合評価方式以外の工事）
2. 総合評価方式においては、最低制限価格に代わり、失格基準のある低入札価格調査制度を適用します。（一部の工事）
3. 予定価格の事後公表を試行します。（一部の工事）

1. 最低制限価格制度の運用の一部変更について

【対象】

総合評価方式以外の工事

【変更内容】

従来は、入札者全員が最低制限価格を下回った場合は、再入札を行っていましたが、これを次のとおり変更します。

入札者全員が最低制限価格（当初）を下回った場合は、入札者全員の平均値（千円未満切り捨て）を最低制限価格（変動後）として落札者を決定します。

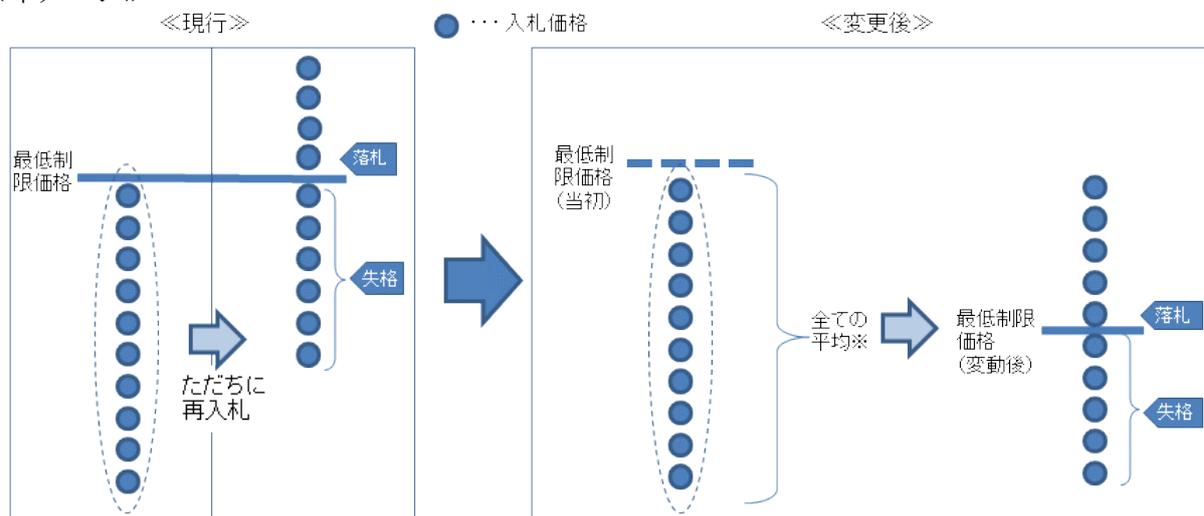
ただし、次の入札価格は平均の対象としません。

ア 予定価格の7割未満の入札価格

イ 予定価格事前公表の場合における予定価格を超える入札価格

ウ 無効となった者の入札価格

《イメージ》



2. 総合評価方式における失格基準のある低入札価格調査制度の導入について

【対象】

一部の工事

【変更内容】

従来、総合評価方式の入札においては最低制限価格以上で最も総合評価の評価値が高い者を落札者とし、最低制限価格を下回る者は失格としてきましたが、これを低入札価格調査制度に改め、次のとおり変更します。

調査基準価格（従来の最低制限価格に相当）を下回った入札者については、調査基準価格を下回るほど技術評価点が下がる計算式として、標準点（100点）を下回る場合に失格とします。

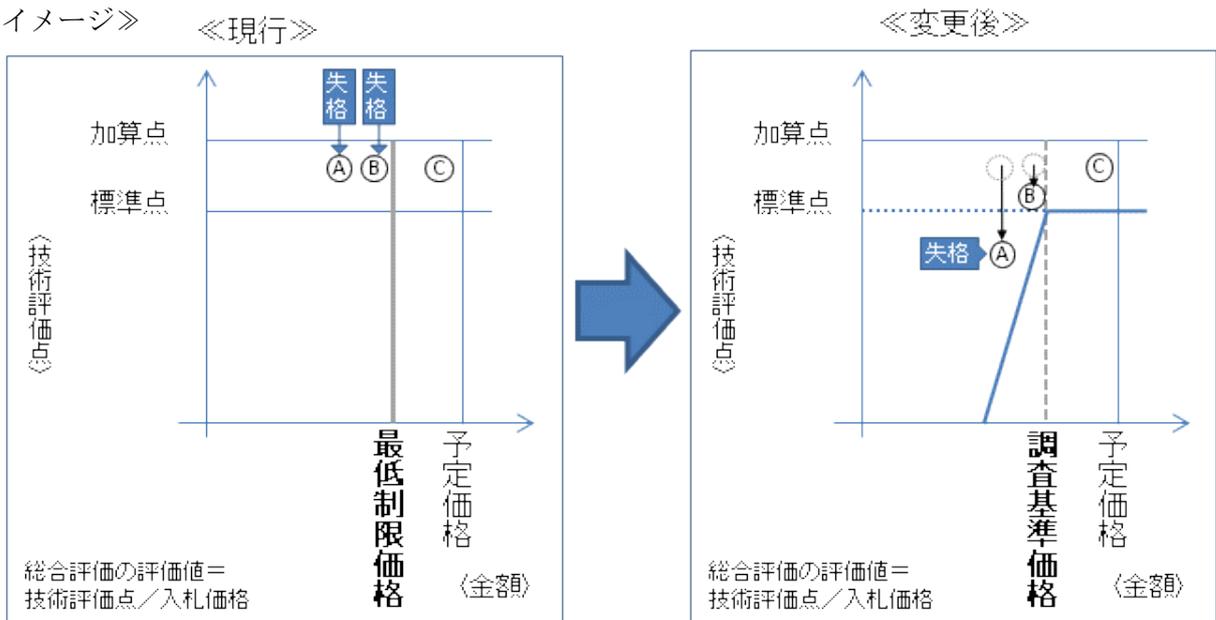
総合評価の評価値＝技術評価点※／入札価格

技術評価点＝標準点(100点)＋加算点（価格以外の技術的な要素の評価(技術評価)における評点の合計点)

※入札価格が調査基準価格を下回る入札者は、次により得られた点数を当該技術評価点から減ずるものとし、その結果、100点を下回る場合は失格とします。

加算点の配点×（調査基準価格－入札価格）／（予定価格×1／100）

《イメージ》



（計算例）

総合評価方式（標準点100点、加算点の配点4点）

予定価格	¥10,000,000
調査基準価格	¥8,820,000

入札者	入札価格 ①	技術評価点 ②	調査基準価格 を下回った場合 に減ずる点数 ③	②－③ ④	総合評価の 評価値 ④／①	結果
あ	¥9,100,000	103.500	0.000	103.500	113.7362	
い	¥9,000,000	103.000	0.000	103.000	114.4444	
う	¥8,900,000	103.250	0.000	103.250	116.0112	
え	¥8,800,000	103.000	0.800	102.200	116.1363	第1位
お	¥8,700,000	103.500	4.800	98.700	失格	失格

【関連事項】

1. 低入札価格調査制度の入札契約手続き

(1) 入札執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札をした者（失格となった者を除く。）が第一順位者※（以下「調査対象者」という。）となった場合は、落札決定を保留します。

※2者以上となる場合は、電子くじにより調査対象者を決定します。（くじを辞退することはできません。）

(2) 調査関係資料の提出

調査対象者は、あらかじめ入札公告において指定した日までに「低入札価格調査制度に係る回答書」（低入札価格の調査に係る資料及び添付資料をいう。以下同じ。）を作成し、契約課へ提出（持参）してください。

(3) 低入札価格の調査

調査対象者より低入札価格調査制度に係る回答書の提出を受け、契約の内容に適合した履行がなされないおそれの有無について審査します。

(4) 落札者の決定

ア 審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は、当該入札者を落札者とします。

イ 落札者の決定については、電子入札システムにより通知します。

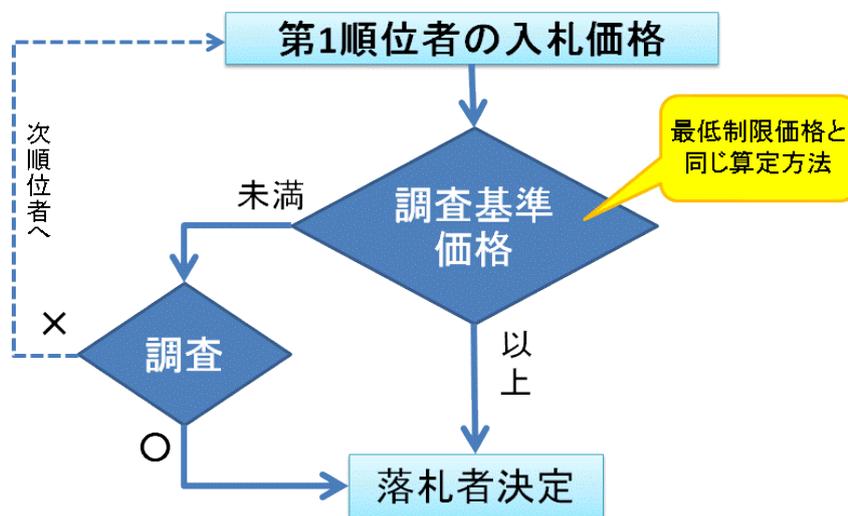
ウ 審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は、次順位者について同様の手続きを行います。（ただし、調査基準価格以上の価格の場合は調査を行わずその者を落札者とします。）

2. 低入札価格調査制度を適用する入札に関する注意事項

(1) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格を提示した者（総合評価方式の場合は評価値が最も高い者）であっても必ずしも落札者とならない場合があります。

(2) 調査対象者は、事後の調査に協力しなければなりません。

(3) 調査に協力しない場合又は調査において虚偽の記載があった場合は、入札参加停止措置を講じることがあります。



3. 予定価格の事後公表の一部試行について

【対象】

一部の工事

【変更内容】

現在全ての工事の入札において予定価格を事前公表していますが、一部の工事において次の方法による予定価格の事後公表を試行します。

ア 入札書提出期間終了後、電子入札システムの入札書締切通知にて予定価格を通知します。（入札情報公開システムには入札締切の翌日に掲載されます。）

イ 予定価格の通知日を含め3日間（休日を除く）、予定価格に関する質疑期間を設けます。

ウ 予定価格に係る質疑がある場合は、舞鶴市予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領に基づき、契約課に「予定価格に係る照会書」を提出してください。ただし、質疑の内容によっては回答しない場合があります。

エ 予定価格に係る質疑があった場合は、質疑への回答期間を設け、開札日を変更します。

（表： 予定価格事前公表の場合と事後公表の場合の入札事務日程の違い）

日数 （休日 除く）	予定価格 事前公表 の場合	予定価格事後公表 の場合	
1		入札書提出期間 （1日目 9：00～18：00 2日目 9：00～14：00）	
2			
3	開札	予定価格通知（電子入札システム・締切通知） （京都府入札情報公開システムにて予定価格公開）	予定価格に係る 質疑期間
4			
5		開札（質疑がなかった場合）	予定価格に係る 質疑への 回答期間
6			
7			
8		開札（質疑があった場合）	

【不当な情報提供要求への対応について】

担当職員等に対して、予定価格等を聞き出そうとするなど不当な情報提供の要求があったと認められた場合には、当該業者は情報を得たかどうかにかかわらず、入札参加停止措置を受けることがあります。

【どのようなことが不当な働きかけになるのか】

不当な問合せや働きかけとは、入札及び契約手続に関し、発注担当職員に対して勤務時間の内外にかかわらず、起工から落札決定の間に行われる行為で、問合せ方法は問わず、次に掲げるものをいいます。

- ア 公表前に予定価格、最低制限価格を聞き出そうとする行為
- イ 公表前に発注に関する情報を聞きだそうとする行為
- ウ 公表前に入札参加予定者名又はその数を聞きだそうとする行為
- エ 非公表の設計金額(予定価格を類推できる予算額含む)等を聞き出そうとする行為
- オ 特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報を聞きだそうとする行為及び依頼をする行為
- カ 特定の者の競争入札への参加又は不参加を依頼する行為
- キ 特定の者の受注又は非受注を依頼する行為
- ク 特定の者に有利若しくは不利となる発注方法又は入札参加条件の選定を促す行為
- ケ その他契約事務全般に関して手続きの公正を害するおそれのある上記以外の要求をする行為